

第8回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 15:00~16:15

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (18名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員	有田 和豊 委員 (欠席)
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和4年11月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

伊藤 幸市 委員、 村井 辰男 委員

7. 事務局出席者

事務局長 堀内 明、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第8回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、17番有田委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は定員19名中18名で過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会長	議事録署名人の指名をいたします。3番 伊藤委員と4番 村井委員にお願いします。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号14を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書4ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号4を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

	(質問なし)
議 長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和4年11月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書6ページをお開きください。 議案第1号 令和4年11月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第1号 令和4年11月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書10ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号1をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員賛成)
議 長	議案第 2 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 2 号の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。
	(番号 2 を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図 3 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 1 ページの調査書の番号 2 をご覧ください。この件に関しまして、農地法第 3 条第 2 項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 2 について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 2 に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第 2 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 2 号の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。
	(番号 3 を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図 4 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 2 ページの調査書の番号 3 をご覧ください。この件に関しまして、農地法第 3 条第 2 項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 2 について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 3 に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第 2 号の番号 3 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 1 3 ページをお開きください。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 条知事許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 1 5 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求めます。

<p>事務局</p>	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。アパート住まいの譲受人は申請地に、二階建て建築面積66.21㎡の自己用住宅を建築し、転入する計画となっています。今までも畑として利用されていたため道路とほぼ同じ高さなので、特に盛土等はなく、一部車を入れる部分のみ切土を行います。周囲にはすでにコンクリートブロックがありますので、そのまま利用し、土砂の流出は防ぐことができるということです。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は宅地化が見込まれる区域に隣接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満の農地であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。第2種農地の許可方針については、周辺の他の土地に立地することができない場合は、原則許可でありますので、許可相当と判断できます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>特に問題はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建築業を営む譲受人は、申請地に1区画当たりおよそ約65坪から94坪の建築条件付売買予定地を10区画造成する計画です。申請地は、道路より低いため最大1mほどの盛土を行い、雨水については新設する道路に側溝を設け、放流する計画です。東側にある既存の素掘りの側溝にはU型側溝を入れ、L型擁壁にて土砂の流出を防ぎます。尚、建築条件付売買予定地ですので、土地購入者が3か月以内に建築契約を締結しない場合には、土地の売買契約が無効となり、新たに購入者を探すか譲受人自身が建売住宅を建築し販売しなければなりません。なお、3000㎡を超える転用となりますので、同時に開発申請をすることです。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	議案第 3 号の番号 2 について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
9 番	水路について協議を行っていましたが、幅を広げてもらうということで解決しました。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
3 番	大雨が降ると浸水をする地域ですが、排水対策はしていただいているということですか。
9 番	抜本的な対策となると一事業者では難しいということで、水路の拡幅と地上げをして対応するとのことですか。
議 長	その他、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第 3 号の番号 2 に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第 3 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 4 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 1 4 ページをお開きください。 議案第 4 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求めます。 (番号 1 を読みあげる) あっせん委員 井上委員、伊藤委員 場所につきましては、別紙の配置図、1 1 ページをご覧ください。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第 4 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。
9 番	一度は話がまとまりそうでしたが、やはり耕作の難しい土地だからと断念されました。どなたか買い手が見つかるとういのですが。
議 長	その他、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	質問がないようですので採決に移ります。 議案第 4 号に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>会長代理</p>	<p>議案第 4 号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第 5、次第 6、次第 7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p> <p>次第 5 その他</p> <p>次第 6 今後の日程について</p> <p>次第 7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p> <p>これをもちまして、第 8 回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">1 6 : 1 5 終了</p>